

津波浸水想定の設定について

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室
令和元年6月6日

津波防災地域づくりに関する法律の概要

- 将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進

①国土交通大臣が「基本指針」を策定

②都道府県知事が「津波浸水想定※」を設定

※： 最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に
想定される浸水の区域及び水深

③市町村が「推進計画※」を作成

※： 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画

④津波防護施設の整備等 浸水の拡大を防ぐ

⑤都道府県知事が「津波災害警戒区域」を指定 津波から逃げる

(警戒避難体制の整備)

⑥都道府県知事が「津波災害特別警戒区域」を指定 津波を避ける

(一定の建築や開発行為について安全な高さや構造を求める規制)

津波防災地域づくりに関する法律第8条

4 都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定したときは、速やかに、これを、国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定により津波浸水想定の設定について報告を受けたときは、社会資本整備審議会の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な勧告をすることができる。

H23.12.14公布 H24.6.13全部施行

○将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進。

概要

基本指針(国土交通大臣)

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**(津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深)を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、**津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)**を作成することができる。

特例措置

(推進計画区域内における特例)

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の
容積率規制の緩和

都道府県による
集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災
拠点市街地形成施設に関する
都市計画

津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の**津波防護施設**の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- ・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

津波防災地域づくりに関する法律の制定経緯

○ 法律の制定の過程で社会資本整備審議会は、「津波防災まちづくりに関する考え方」についての緊急提言と基本指針を示す上で役割を果たした。

平成23年

- 3月11日 東北地方太平洋沖地震
- 6月24日 「津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）」公布・施行
- 6月25日 「復興への提言～悲惨の中の希望」（東日本大震災復興構想会議）
- 7月 6日 緊急提言「津波防災まちづくりに関する考え方」（**社会資本整備審議会**・交通政策審議会計画部会）
- 7月29日 「東日本大震災からの復興の基本方針」（東日本大震災復興対策本部）
- 9月28日 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告・提言（中央防災会議）
- 10月28日 法律案の閣議決定
- 12月 1日 衆議院本会議において全会一致で可決（附帯決議あり）
- 12月 7日 参議院本会議において全会一致で可決・成立（附帯決議あり）
- 12月14日 公布
- 12月27日 施行（津波災害特別警戒区域関連の規定を除く）
- 12月27日 「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（案）」の審議付託、議決（**社会資本整備審議会**計画部会及び河川分科会合同会議）
- 同 日 「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」を決定

平成24年

- 1月16日 基本指針の公表（平成24年国土交通省告示第51号）
- 6月13日 全部施行

基礎調査から津波浸水想定の設定・公表までの流れ

- 各都道府県は基本指針に基づき、基礎調査を行い、それに基づき津波浸水想定の設定する。
- 設定後は速やかに国土交通大臣に報告し、報告を受けた大臣は社会資本整備審議会の意見を聴く。

基礎調査(都道府県、国土交通大臣) 第6条

- ・地形データの作成(海域及び陸域)・地質等に関する調査
- ・土地利用状況の把握等
- ・広域的な見地から必要とされるものは国土交通大臣が実施し、都道府県に提供

各都道府県において、津波高に関する文献調査、痕跡調査、津波堆積物調査等を実施

最大クラスの津波の断層モデルの設定(都道府県)

- ・国(中央防災会議等)において検討された断層モデルを都道府県に提示
- ・最大クラスの津波の断層モデル(波源域及びその変動量)の設定

津波浸水シミュレーション(都道府県)

- ・地形データ等をシミュレーションに反映
- ・建築物等による流れの阻害を土地利用状況に応じた粗度係数として設定
- ・悪条件(朔望平均満潮位※、海岸堤防の倒壊等)のもとで設定
- ・シミュレーション(平面2次元モデル)により海域及び陸域の津波の伝播を表現

※朔(新月)と望(満月)の日から5日以内にあらわれる各月の最高満潮位の平均値

津波浸水想定の設定・公表(都道府県) 第8条

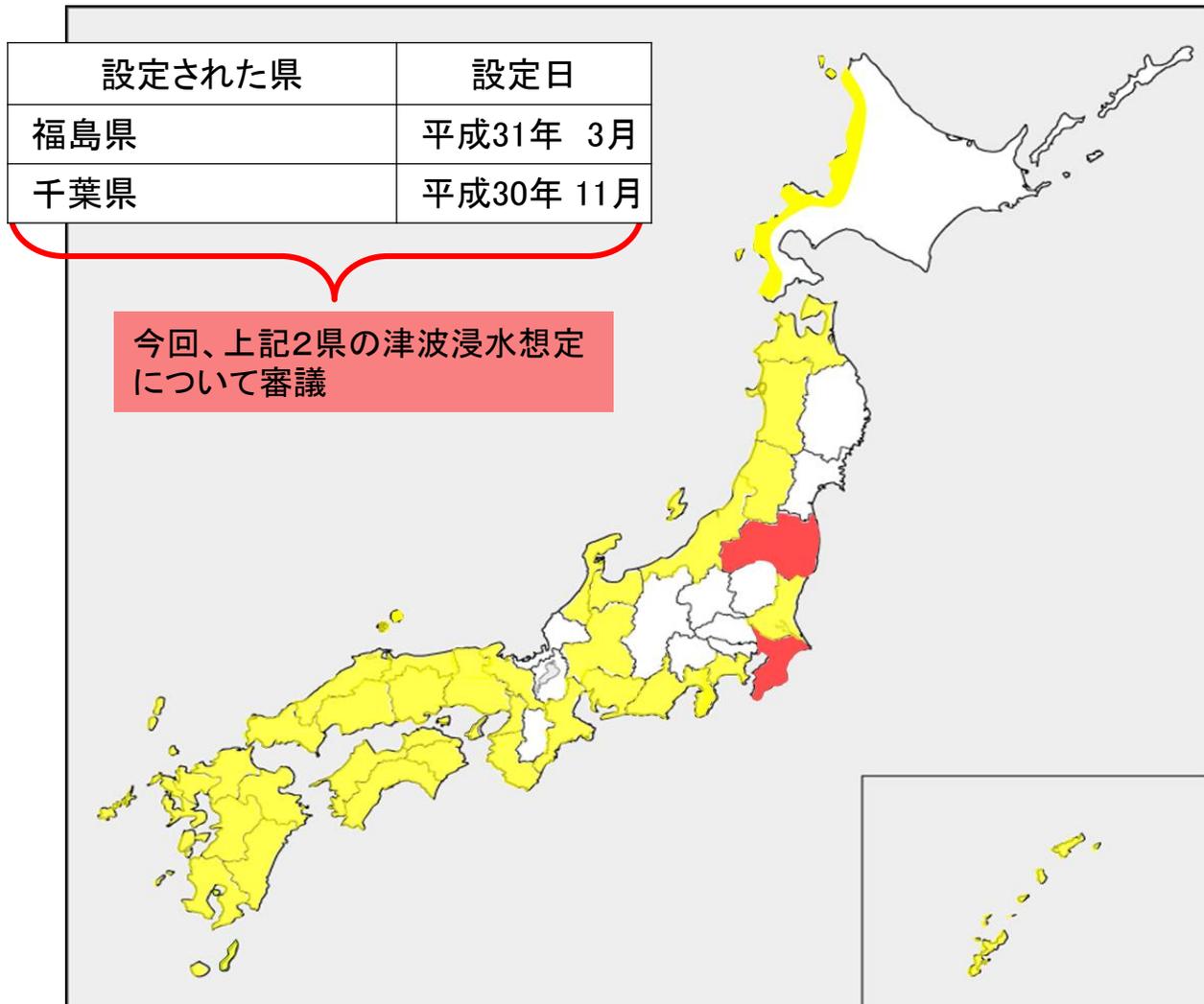
- ・最大クラスの津波における浸水の区域及び浸水深を表示
- ・国土交通大臣への報告
- ・関係市町村長への通知
- ・都道府県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分に周知

報告を受けた国土交通大臣は社会資本整備審議会(河川分科会)の意見を聴くものとする。

津波浸水想定の設定の作成状況

設定済みの道府県名	設定日
北海道 (日本海沿岸)	平成29年 2月
青森県 (下北八戸沿岸の一部) (津軽、陸奥湾沿岸、下北八戸の一部(変更))	平成24年10月 平成27年 3月
秋田県	平成28年 3月
山形県	平成28年 3月
茨城県	平成24年 8月
神奈川県	平成27年 3月
新潟県	平成29年11月
富山県	平成29年 3月
石川県	平成29年 5月
静岡県 (遠州灘、駿河湾沿岸、伊豆半島沿岸の一部) (伊豆半島沿岸の一部)	平成25年11月 平成27年 8月
岐阜県	平成29年 7月
愛知県	平成26年11月
三重県	平成27年 3月
京都府	平成28年 3月
大阪府	平成25年 8月
兵庫県 (阪神、淡路、神戸、播磨地域) (日本海側)	平成26年 3月 平成30年 3月
和歌山県	平成25年 4月
鳥取県	平成30年 3月
島根県	平成29年 3月
岡山県	平成25年 4月
広島県	平成25年 4月
山口県 (瀬戸内海沿岸) (日本海沿岸)	平成26年 1月 平成27年 3月
徳島県	平成24年12月
香川県	平成25年 4月
愛媛県	平成25年 6月
高知県	平成24年12月
福岡県	平成28年 2月
佐賀県	平成27年 7月
長崎県	平成26年 4月
熊本県	平成25年 4月
大分県	平成26年 3月
宮崎県	平成25年 2月
鹿児島県	平成26年 9月
沖縄県	平成27年 3月

左記34道府県の津波浸水想定については、昨年度までの社会資本整備審議会 河川分科会で審議済み。



※ 設定日は「津波防災地域づくりに関する法律」第8条第4項に基づき国土交通大臣への報告日による

各種計算条件について(概要)

○ 各種計算条件は最大クラスの津波が悪条件下において発生することを前提に設定する。

- 潮位については、「朔望平均満潮位」を設定
- 地盤の沈下は地震発生時の海底地盤変量に伴う沈下を考慮
- 地震動については、下表及びフローのとおり、各種施設の技術的評価結果に基づき判定
- 津波の越流については、越流と同時に各種施設とも「破壊」(比高ゼロ)

耐震性や液状化に対する技術的評価結果がある場合

【パターン1】「耐震性が十分・沈下無し」との評価結果

・各種施設の沈下なし

【パターン2】「耐震性が十分・沈下無し」以外の評価結果

・評価結果による沈下量を考慮

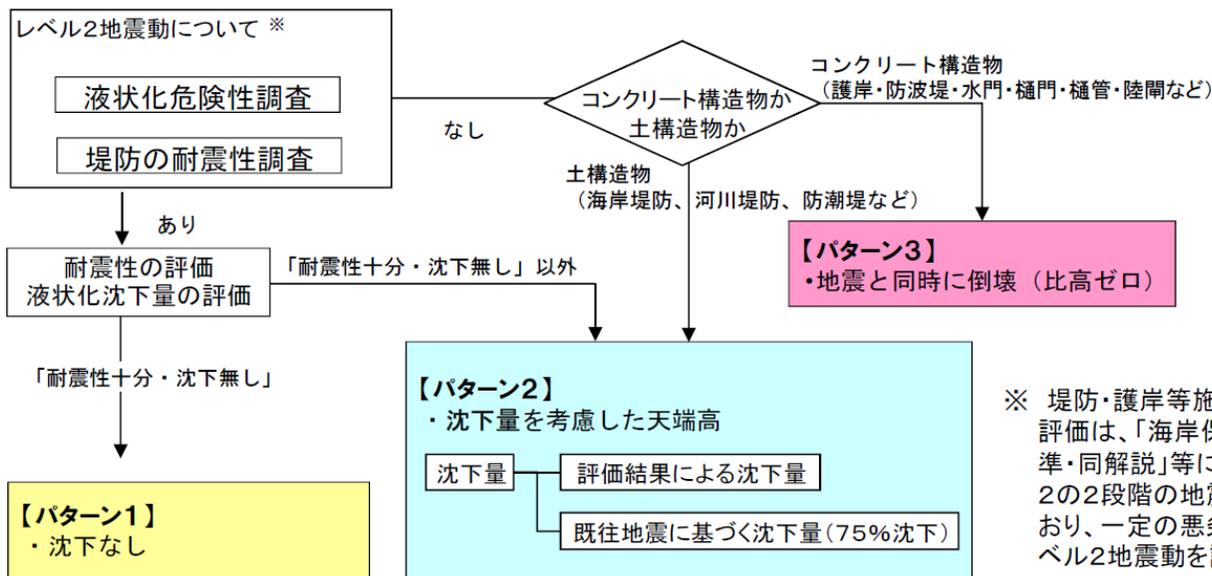
耐震性や液状化に対する技術的評価結果がない場合

【パターン2】 土構造物(海岸堤防、河川堤防等)の場合

・堤防等の比高を75%沈下(25%の比高が残る)

【パターン3】 コンクリート構造物(護岸、防波堤等の場合)

・倒壊(比高ゼロ)



※ 堤防・護岸等施設の耐震性や液状化の評価は、「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」等に基づき、レベル1、レベル2の2段階の地震動を対象として実施しており、一定の悪条件となることを前提にレベル2地震動を評価に用いた。

各県が記載した主な事項

- 各県において、法定事項としては「浸水域」、「浸水深」を記載。
- 各県において、参考事項としては「最大津波高」、「最大波到達時間」、「影響開始時間」、「第一波到達時間」を記載。

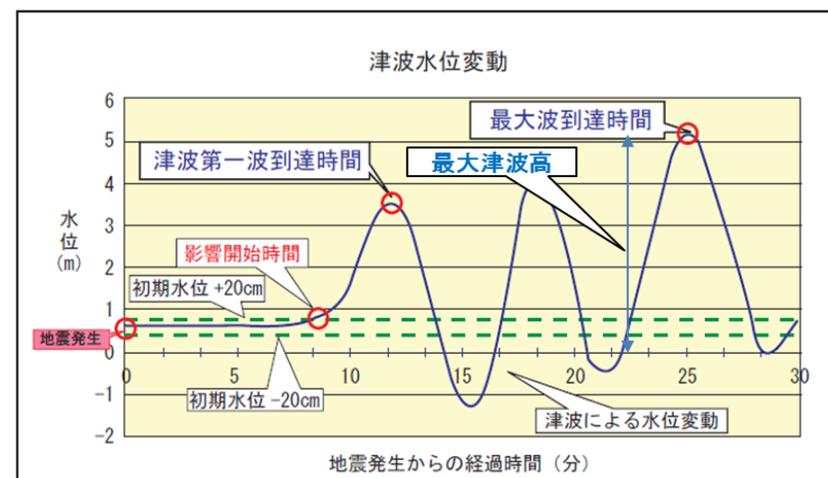
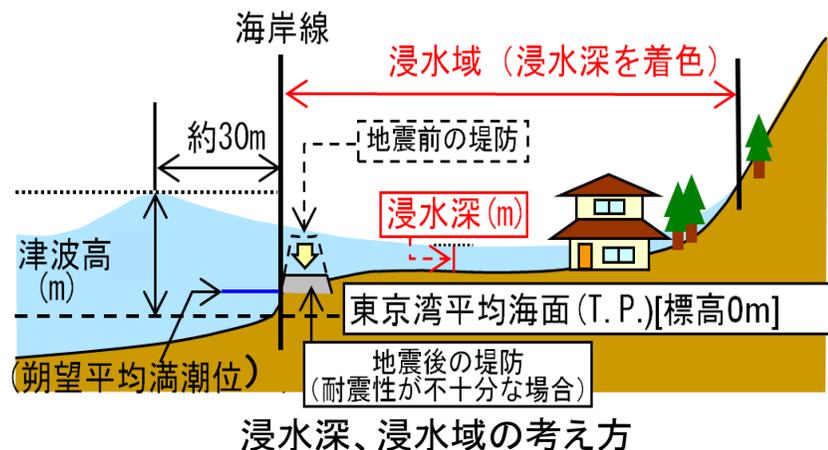
【法定事項】

- 浸水域
 - ・海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域。
- 浸水深
 - ・陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。

【参考事項】

- 最大津波高
 - ・津波を東京湾平均海面（T.P.）から測った高さで、最大となるもの。
- 最大波到達時間
 - ・地震直後から最大津波高となるまでの時間。
- 影響開始時間
 - ・地震直後の海面に20cmの海面（水位）変動が生じるまでの時間。
- 第一波到達時間
 - ・沖合の代表地点における、津波水位波形から判断した第一波目のピークが到達する時間

	福島県	千葉県
最大津波高	○	○
最大津波到達時間		○
影響開始時間	○	○
第一波到達時間	○	

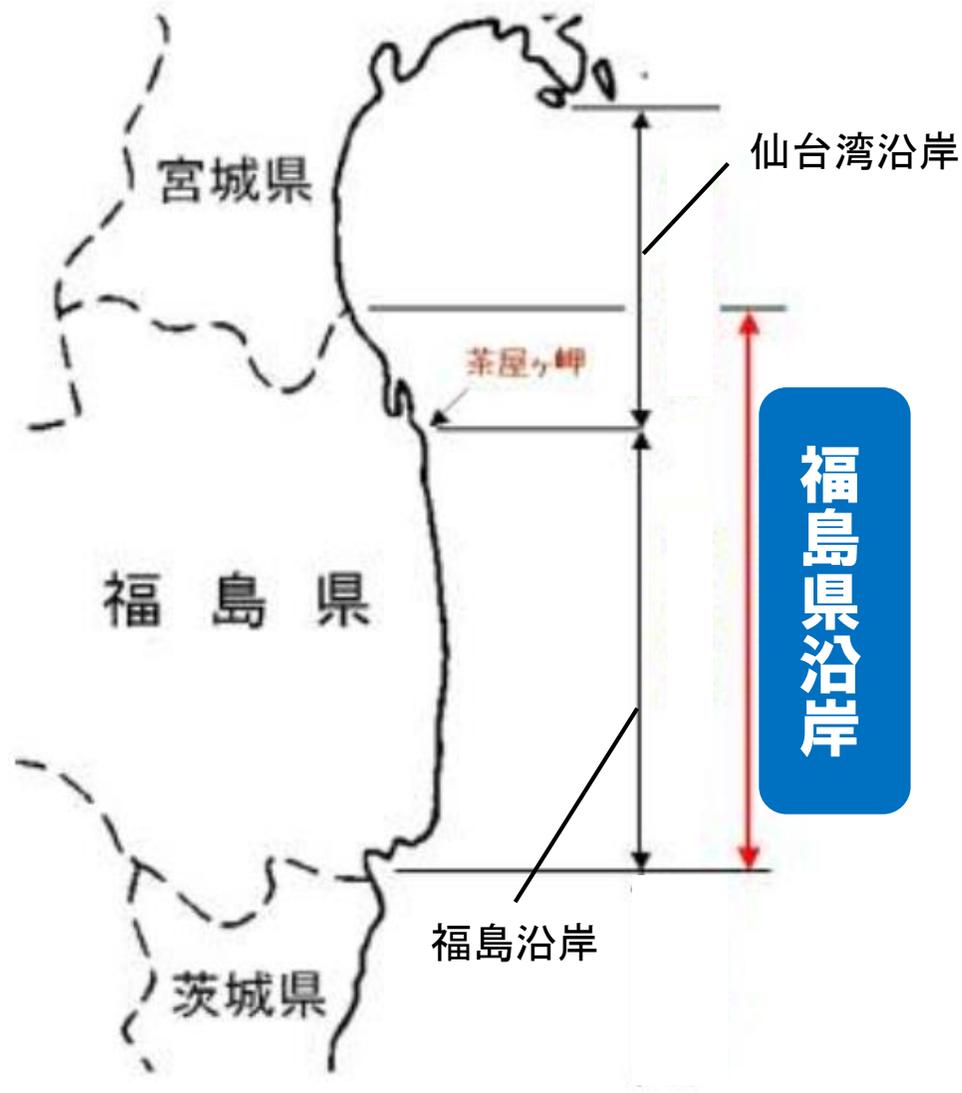


福島県の津波浸水想定の概要

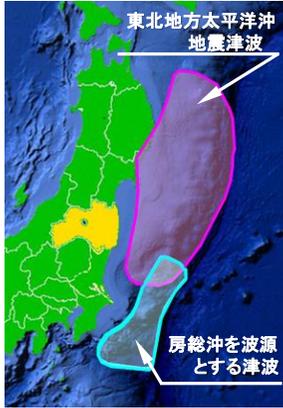
福島県の対象沿岸

○福島県の対象は仙台湾沿岸及び福島沿岸。

●延長 約 166km



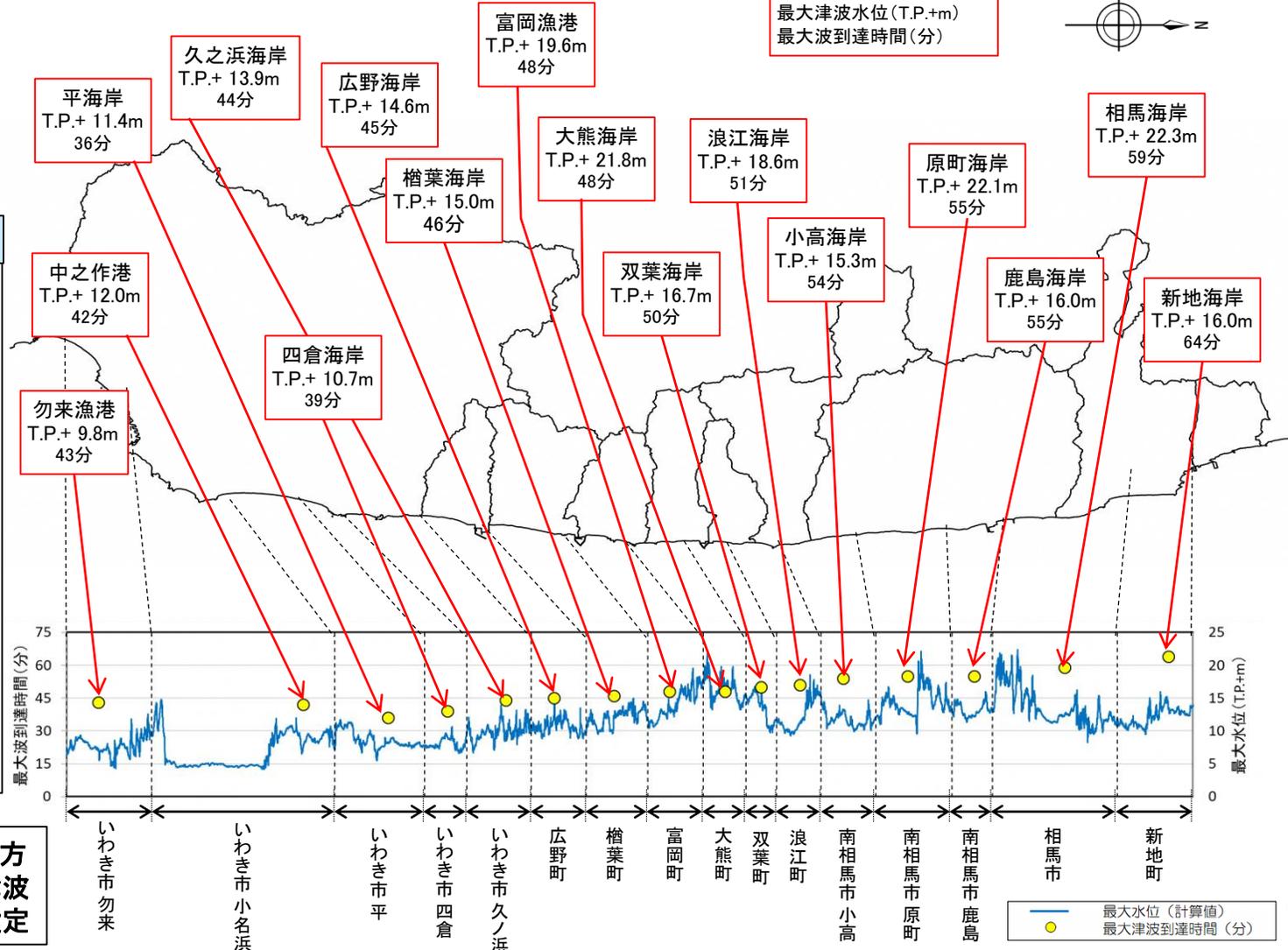
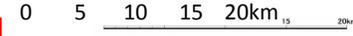
福島県による「津波浸水想定の設定について」(福島県沿岸)



○津波浸水想定は、津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深を、都道府県知事が設定、公表し、国土交通大臣に報告。

凡例

代表地点名
最大津波水位 (T.P.+m)
最大波到達時間(分)



対象津波(最大クラス)設定

最大クラスの津波は、2種類の波源モデルを用いて津波シミュレーションを実施し、結果を重ね合わせ最大となる浸水域・浸水深等を算定しています。

【波源モデル】

- 東北地方太平洋沖地震津波※1
 - 房総沖を波源とする津波※2
- ※1. 中央防災会議モデル(2012年)
※2. 茨城県モデル(2011年)

【用語の説明】

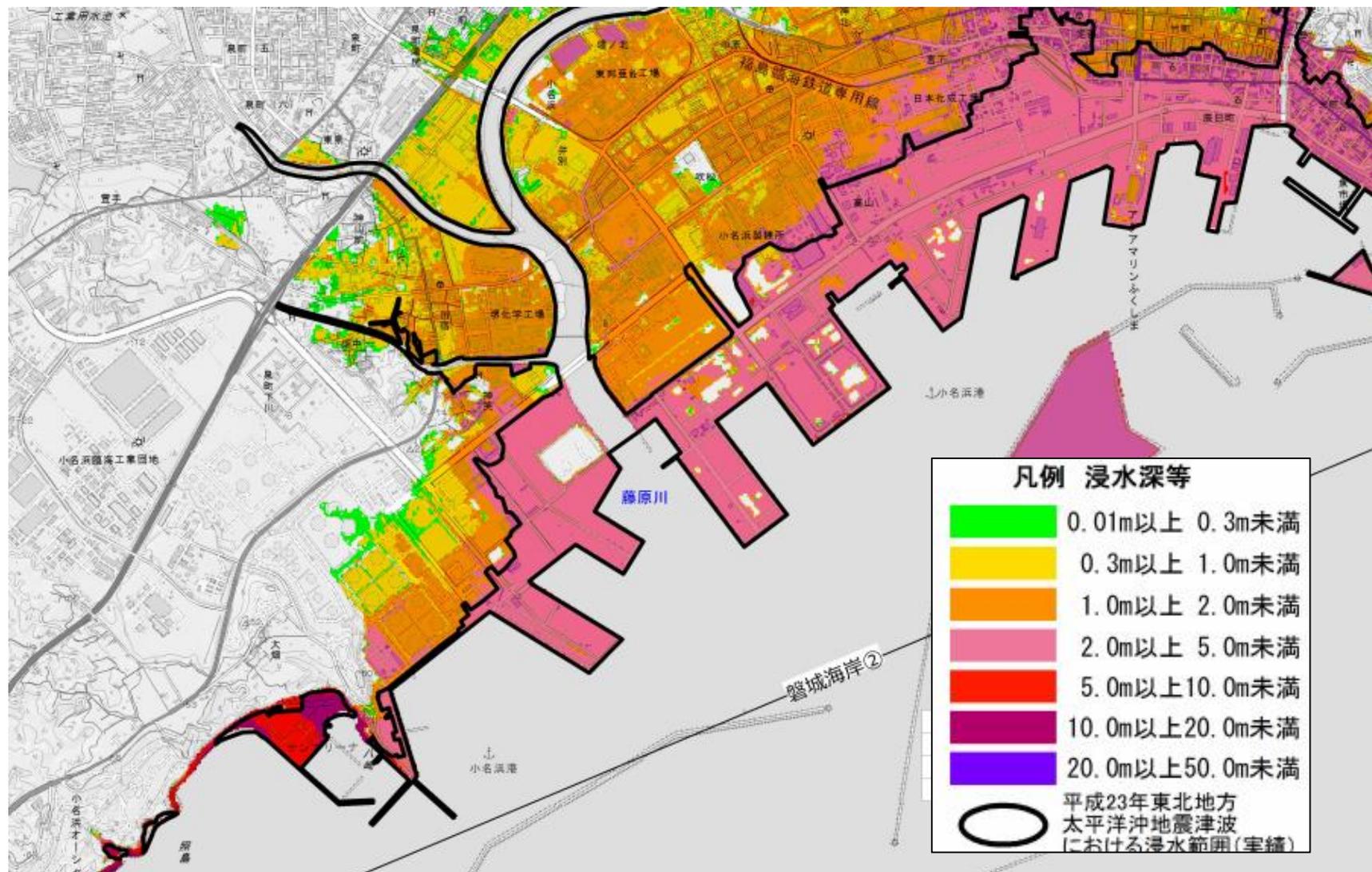
- 最大津波水位 [グラフ青線]
海岸線位置における最大津波水位。市町区単位で集計。
- 最大波到達時間 [グラフ●]
沖合代表地点における津波水位のうち、最大となる津波の到達時間。市町区単位で集計。市町区内に複数の代表地点がある場合は最大水位の時刻を集計。

全ての区域で平成23年東北地方太平洋沖地震以上の規模の津波を発生させる地震を想定して設定

— 最大水位 (計算値)
● 最大津波到達時間 (分)

福島県津波浸水想定(平成31年3月公表)

- ◆ 福島県においては、沿岸の10市町の役場は、浸水想定区域に位置しない。
- ◆ いわき市沿岸では、最大津波が約40分で到達し、最大で17mの浸水が想定される。



千葉県の津波浸水想定の概要

○千葉県の対象は東京湾沿岸、千葉東沿岸。

●延長 約 532km

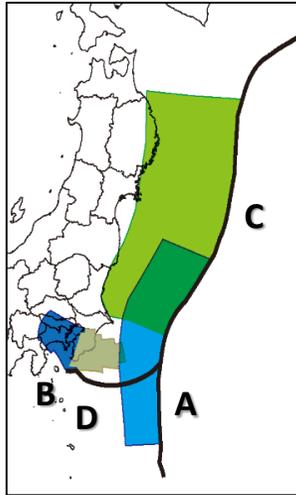


東京湾沿岸

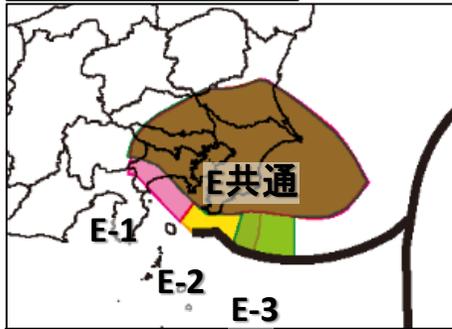
千葉東沿岸

千葉県による「津波浸水想定の設定について」(千葉東沿岸)

○津波浸水想定は、津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深で、都道府県知事が設定、公表し、国土交通大臣に報告。



凡例
 市町村名
 最大津波水位(※)
 最大波到達時間

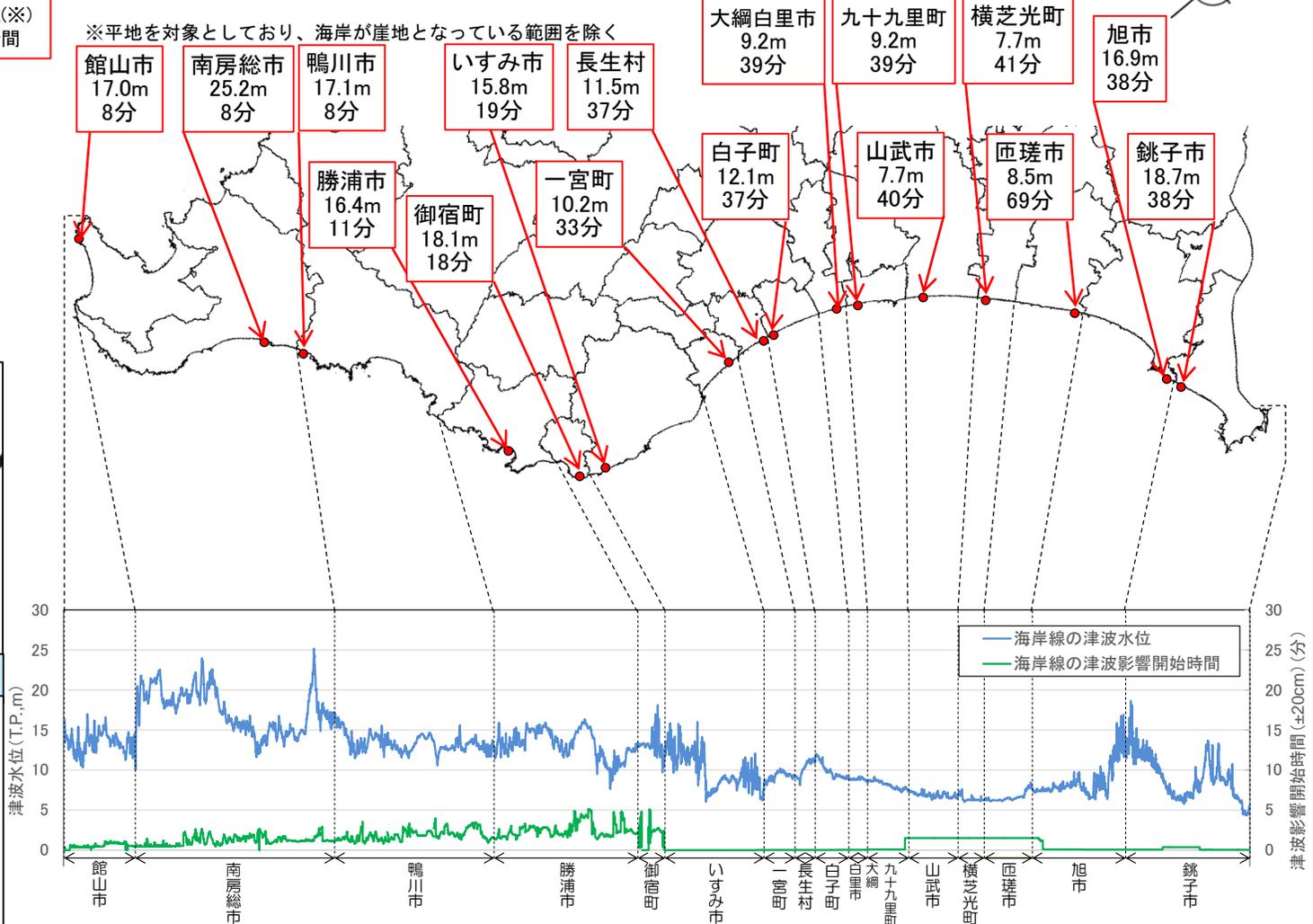


対象津波(最大クラス)設定

○複数の最大クラスの津波が想定される地域海岸においては、それらのシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域・浸水深等としています。

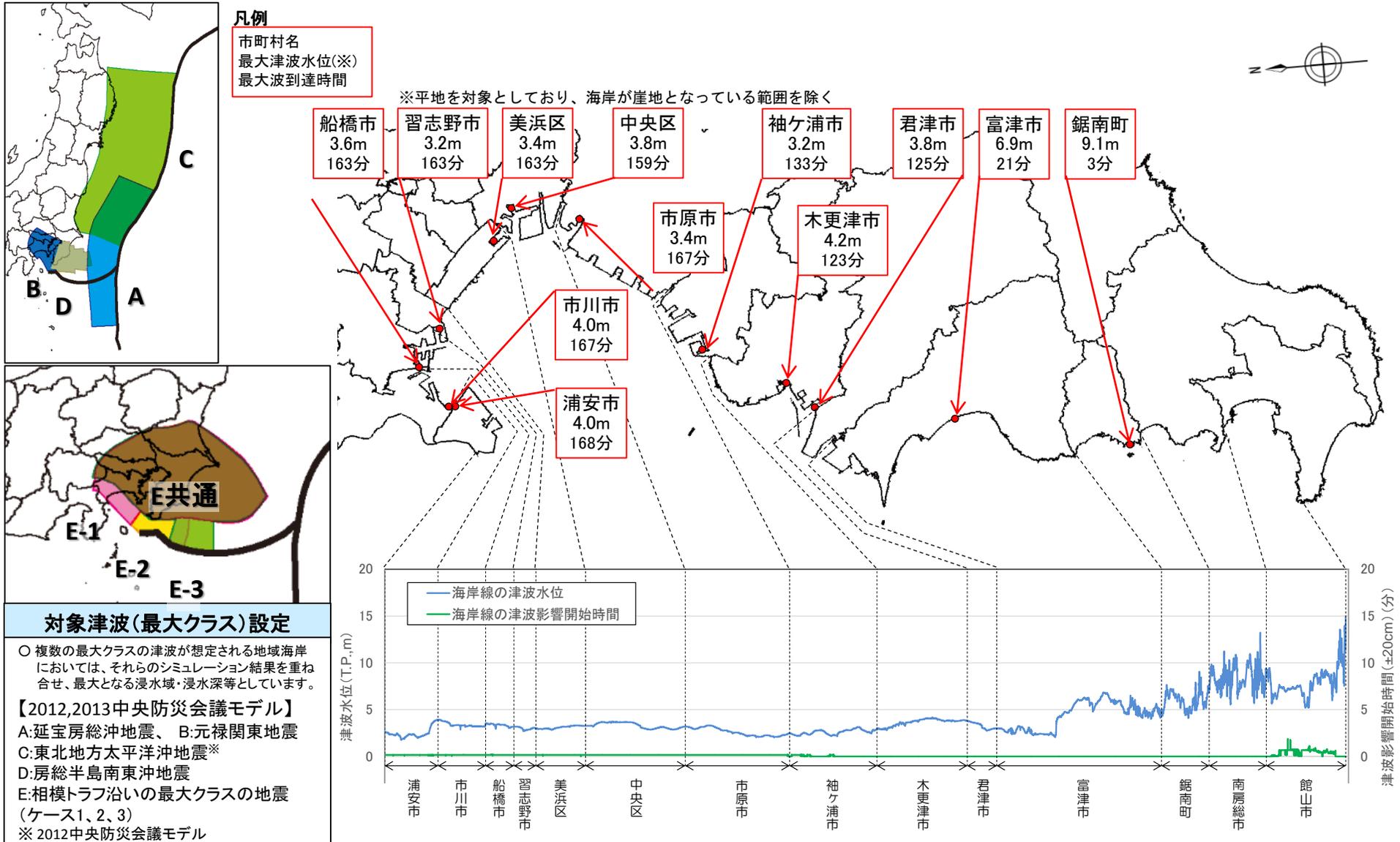
- 【2012,2013中央防災会議モデル】
 A:延宝房総沖地震、 B:元禄関東地震
 C:東北地方太平洋沖地震※
 D:房総半島南東沖地震
 E:相模トラフ沿いの最大クラスの地震
 (ケース1、2、3)
 ※2012中央防災会議モデル

※平地を対象としており、海岸が崖地となっている範囲を除く



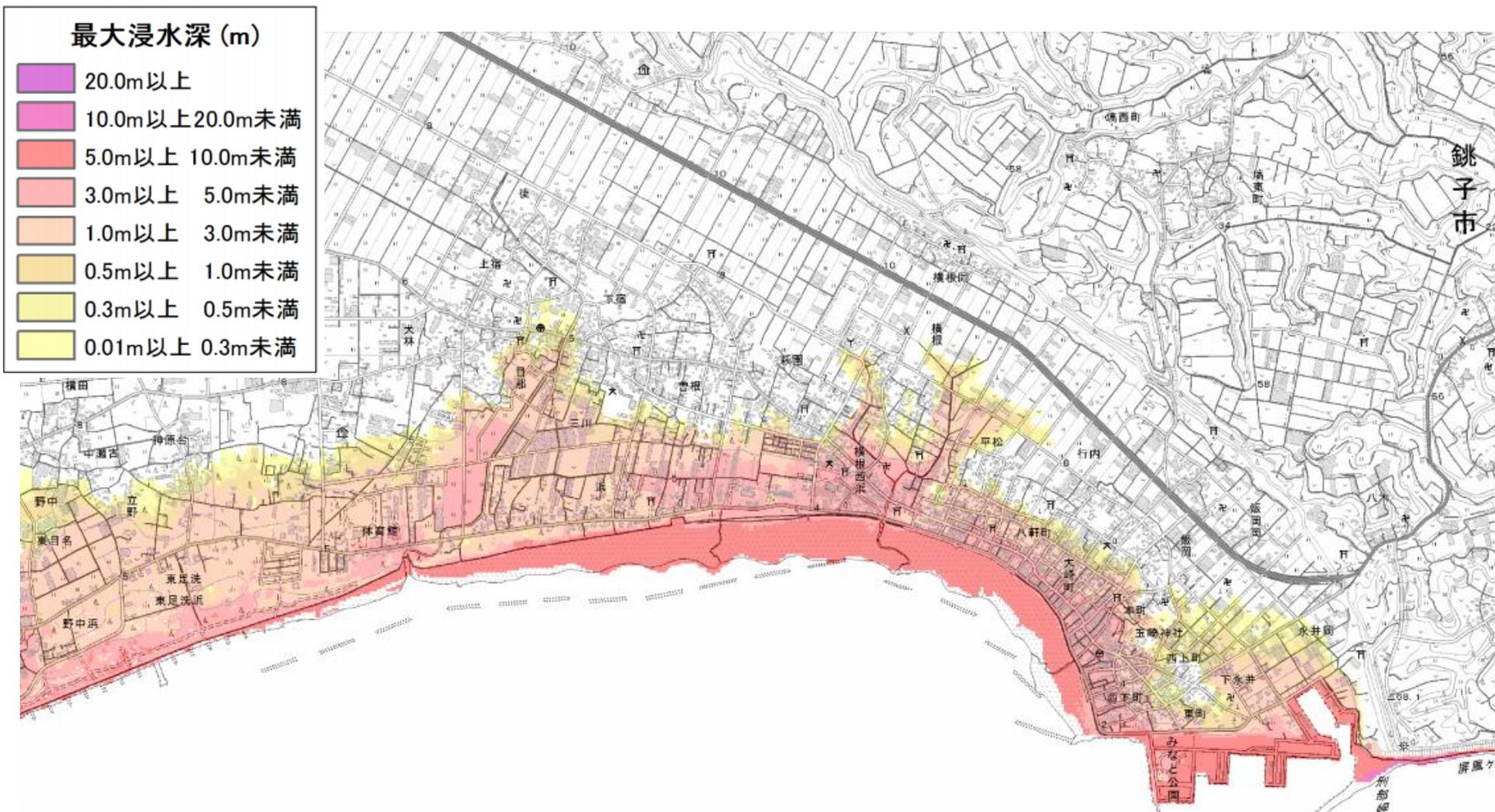
千葉県による「津波浸水想定の設定について」(東京湾沿岸)

○津波浸水想定は、津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深で、都道府県知事が設定、公表し、国土交通大臣に報告。



千葉県津波浸水想定(平成30年11月公表)

- ◆ 千葉県においては千葉県庁(浸水深1m程度)、千葉市役所(浸水深1.5m程度)など、沿岸に位置するいくつかの庁舎が浸水想定区域に位置する。
- ◆ 旭市では、最大津波が約40分で到達し、沿岸の市街地は3m以上の浸水が想定される。

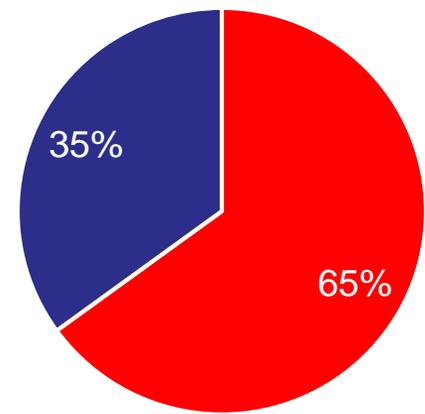
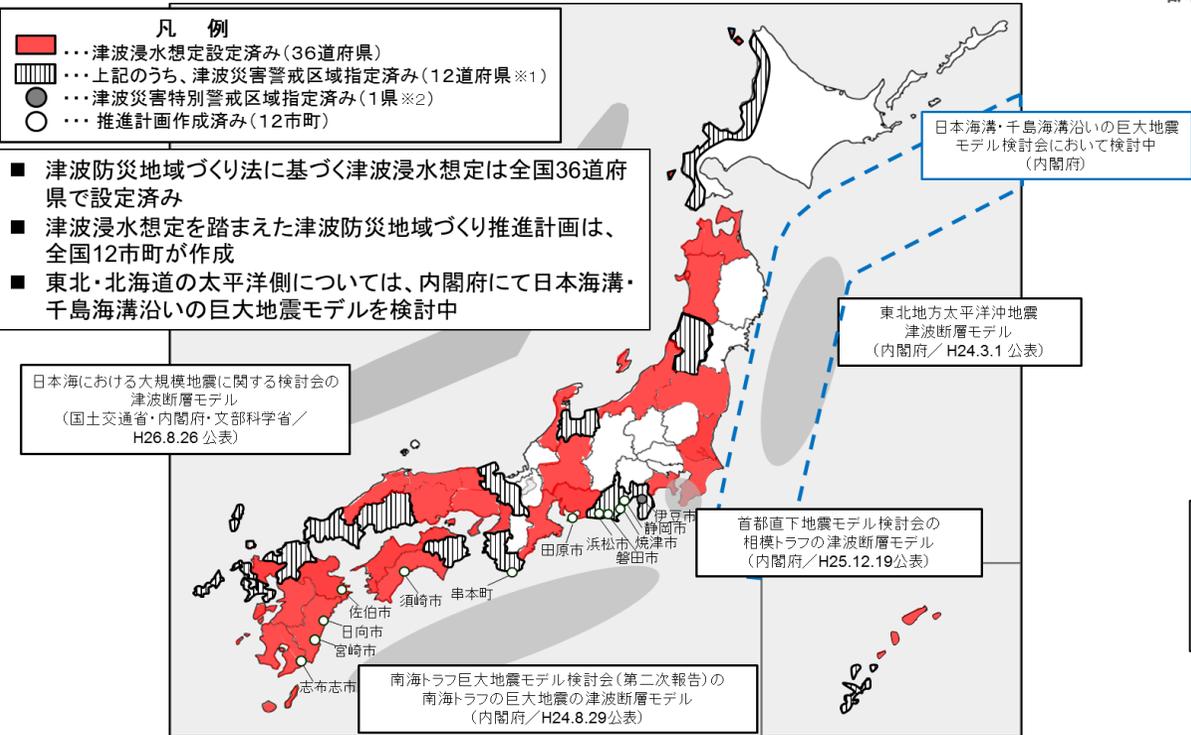


津波防災地域づくりに関する取組状況

- 津波浸水想定は、全国36道府県で設定済。
- 津波災害警戒区域は、12道府県が指定済。
- 津波災害特別警戒区域は、静岡県（伊豆市） 1県で指定済。
- 推進計画は、12市町で作成済。
- 津波災害警戒区域が指定されている市町村のうち、65%で最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施。

■津波浸水想定の設定、津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域の指定、推進計画の作成状況（平成31年3月末時点）

■津波災害警戒区域が指定されている市町村（140）のうち、最大クラスの津波に対応したハザードマップ※1の作成・公表、訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）の実施状況※2



- ハザードマップを作成・公表し、訓練を実施した市町村
- ハザードマップを未作成・未公表または訓練を未実施の市町村

※1 静岡県、和歌山県、沖縄県、北海道及び山形県は一部の市町村において指定
 ※2 静岡県伊豆市の1市にて指定。

※1 津波防災地域づくりに関する法律 第55条に基づき作成
 ※2 平成30年3月末時点

○静岡県伊豆市は、「環境」「観光」「防災」のバランスがとれたまちづくりの考え方を基に、津波防災地域づくりの基本的な計画となる推進計画を、地域との話し合いを重ね平成29年5月に策定し、取組を推進しています。

○静岡県は平成30年3月、伊豆市において「津波災害警戒区域(海のまち安全避難エリア※)」及び全国で初めてとなる「津波災害特別警戒区域(海のまち安全創出エリア※)」を指定し、区域の意味を正しく理解頂くための工夫等を重ね、警戒避難体制を整備しています。 ※()内は、伊豆市が公募により決定した愛称。

○さらに伊豆市では、推進計画において『観光+防災』のシンボリック拠点の整備・活用を検討しており、これまで整備した避難施設に加え、平成31年度からは観光の拠点としての活用も期待される温泉街での津波避難施設整備に着手します。

津波防災地域づくりの取組

- 伊豆市では、平成30年3月に津波災害警戒区域(海のまち安全避難エリア)及び津波災害特別警戒区域(海のまち安全創出エリア)を指定
- 住民や全国からの公募により区域の愛称を決定
- 津波災害特別警戒区域の指定は全国初
- 津波防災地域づくりの取組の一つとして、『観光+防災』のシンボリック拠点の整備・活用を検討



愛称を定めて、津波災害警戒区域等に関する理解を促進 ▼

海のまち安全避難エリア
【津波災害警戒区域】

海のまち安全創出エリア
【津波災害特別警戒区域】



のぼりの設置



津波災害警戒区域等に関するチラシ

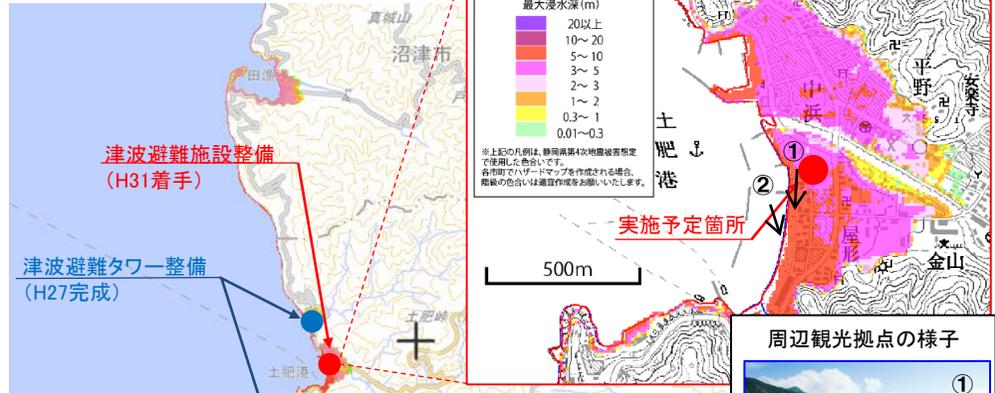
H31防災・安全交付金による津波対策の例

安全に避難するための津波避難施設の整備

【市街地整備事業】

計画名: 津波対策まちづくり計画(防災・安全)

H31事業費: 当初9百万円



※施設の内容等は、今後の検討等により決定。

H31着手

安全に避難するための津波避難施設の整備

『観光+防災』シンボリック拠点の整備

- ・土肥地域の魅力を向上させる複合施設を目指す。
- ・整備にあたって、地域住民等からアイデアを募る。

周辺観光拠点の様子



- 静岡県では、県内沿岸21市町全てに「検討会」を設置し、地域の实情に応じた津波防護のあり方を検討するなど、津波防災に係る地域の合意形成を丁寧に行いながら、レベル1津波に対応する防潮堤等の整備を推進しています。
- 牧之原市では、まず、津波から命を守る「逃げる」ことを重視し、浸水が想定される地域からの安全な避難を確保するための避難地・避難路を順次整備しており、平成31年度に必要な施設が確保される予定です。
- また、牧之原市沿岸ではレベル1津波の高さに対して防潮堤の高さが不足している区間が多く、整備の早期を実現するため、静岡県が順次海岸堤防の嵩上げを行っています。

津波防災地域づくりの取組



牧之原市では、地区ごとに津波対策の議論・検討の場を設置し、住民と行政職員から出てきたアイデアを積み上げて「津波防災まちづくり計画書」を策定。国、県、市の役割分担に基づき、ハード対策、ソフト対策を組み合わせた津波対策を推進。



【 避 難 実施主体：市】

津波から命を守る「逃げる」ことを重視し、避難施設12箇所、避難地・避難路23箇所などを整備

【多重防御その1 実施主体：国・県・市】

津波防潮堤整備（レベル1津波）の早期実現

【多重防御その2 実施主体：市】

レベル2津波から生命・財産を守る「命を守る防潮堤」

「津波防災まちづくり計画書」を策定

役割分担のもと津波対策を実施

H31防災・安全交付金による津波対策の例

安全に避難するための避難路の整備

【市街地整備事業】

計画名：津波・防災まちづくりの推進計画（防災・安全）

H31事業費：当初74百万円

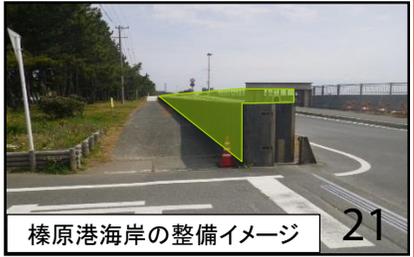
整備箇所

海岸堤防の整備

【海岸事業】

計画名	H31事業費
静岡県における地震・津波から命を守る海岸づくりの推進(防災・安全)緊急対策	当初1,278百万円(内数)
静岡県の港湾における安全・安心な海岸づくりの推進(防災・安全)	当初1,076百万円(内数)

レベル1津波による浸水を防止するため、海岸堤防の嵩上げを実施中



- 和歌山県では、南海トラフに近く地震発生から津波が到達するまでの時間が非常に短い特性から、「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」を策定し、「揺れたら逃げる」を啓発するとともに様々な地震・津波対策が講じられています。
- また、県19市町(平成30年11月時点)で津波災害警戒区域を指定するとともに、県最南端に位置する串本町では、これに加えて平成27年に津波防災地域づくり推進計画を作成し、最大クラスの津波に対し確実な避難を軸とした総合的対策を推進しています。
- 串本町における平成31年度の防災・安全交付金を活用した施設整備としては、和歌山県が、津波の第1波による浸水を抑制し避難の時間を確保するために必要な海岸堤防の整備を行うとともに、串本町が、これまで整備した避難所等に加え、津波で浸水が想定される区域からの避難にかかる時間を短縮するため、避難路を整備します。

津波防災地域づくりの取組



和歌山県は、地震発生から津波到達までの時間が非常に短い。

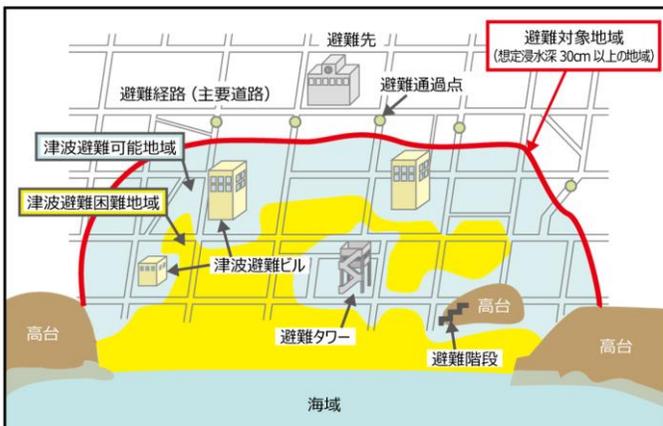
■例：串本町では7～13分で到達。

和歌山県による津波対策：「津波から「逃げ切る！」支援対策プログラム」により、地震発生から津波到達までに安全な場所への避難が困難な「津波避難困難地域」の解消を目指す。

津波から「逃げ切る！」支援対策プログラム



平成 26 年 10 月
和 歌 山 県



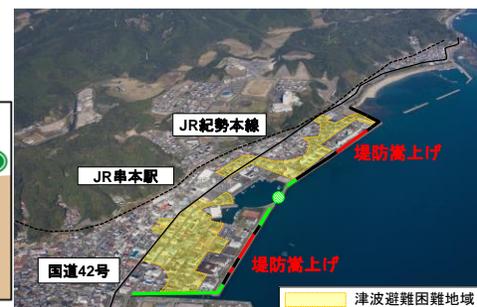
「津波から「逃げ切る！」支援対策プログラム」、「津波避難困難地域」のイメージ

H31防災・安全交付金による津波対策の例

第1波による浸水を抑制するための海岸堤防等の整備【海岸事業】

計画名：和歌山県沿岸地域における総合的な浸水対策の推進(防災・安全)(緊急対策)
H31事業費：当初1,132百万円(内数)

第1波の浸水を抑制することで避難時間を確保



▲L1津波第1波高さによる堤防整備のイメージ

安全に避難するための避難路の整備

【市街地整備事業】

計画名：串本町災害に強いまちづくり(防災・安全) H31事業費：当初13百万円



- 徳島県では、南海トラフ地震発災後、「死者ゼロ」を目指すことを基本理念として、ハード・ソフト両面から様々な地震・津波対策が講じられており、平成26年3月には津波災害警戒区域を指定し、津波に対する警戒避難体制を整備しています。
- 県南部に位置する美波町においては、地震発生後、約10分で津波が襲来することから、「レベル1津波による浸水を防止する海岸堤防の嵩上げ・耐震対策」と「避難時間を確保する河川施設整備」を、防災・安全交付金を活用して進めています。
- また美波町では、県の取り組みと連動し、「まず逃げる」の啓発や「防災訓練」等のソフト対策に加え、避難場所となる「津波避難タワー」、「防災公園」の整備、要配慮者利用施設の「高台移転」を進めています。

津波防災地域づくりの取組



■徳島県では、津波に対する警戒避難体制の整備するため、平成26年3月に津波災害警戒区域を指定。

■美波町では地震発生から津波到達までの時間が非常に短いことから、住民の生命・身体の安全を確保することを目的に「美波町津波避難計画」を作成し、「南海トラフ巨大地震」による最大クラスの津波等のリスクに対して必要な取り組みを進めている。

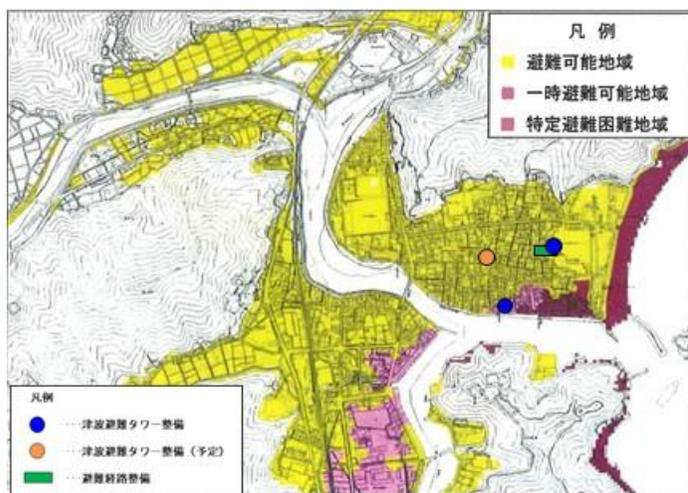
徳島県

美波町

美波町
津波避難計画

平成26年3月

美波町



H31防災・安全交付金による津波対策の例

●河川・海岸堤防の整備

【河川事業(日和佐川)】 事業者:徳島県

計画名:県土の水害に備えた基盤整備の推進(防災・安全)

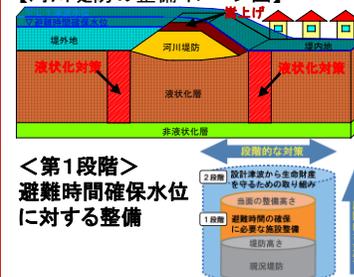
H31事業費:当初3,154百万円

【海岸事業(日和佐港海岸)】 事業者:徳島県

計画名:津波・高潮等の大規模自然災害を迎え撃つ強靱な県土づくりの推進(防災・安全)

H31事業費:当初662百万円の内数

【河川堤防の整備イメージ図】



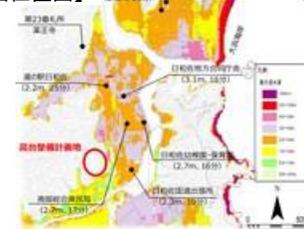
●災害時の活動拠点となる高台の整備

【都市公園事業】 事業者:美波町

計画名:災害に強いまちづくりと一体となった公園整備(防災・安全)

H31事業費:当初313百万円

【計画位置図】



<津波地域づくり支援チームの概要>

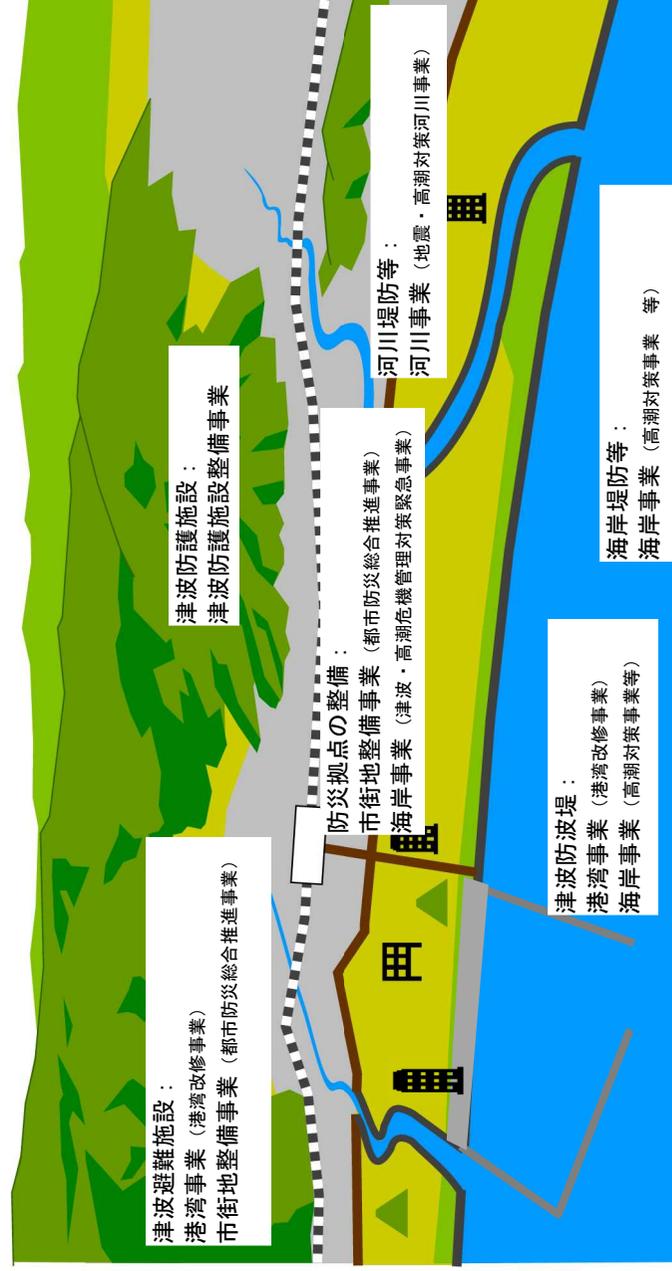
津波防災地域づくりに関する施策を所掌する国土交通本省の関連部局がチームとなり、必要な対応策をワンストップで相談・提案できる体制を構築。地方整備局と連携しながら、津波防災地域づくりに意欲がある市町村に対して具体的な対応策の相談・提案等の支援を実施。

※関係部局

水管理・国土保全局 海岸室（事務局）

- 総合政策局 社会資本整備政策課
- 都市局 都市安全課
- 水管理・国土保全局 治水課
- 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室
- 海事局 安全政策課
- 海事局 船舶産業課
- 港湾局 海岸・防災課

<津波防災地域づくりに活用可能な防災・安全交付金の概要>



津波防災地域づくりに活用可能な防災・安全交付金の例

○平成31年度の防災・安全交付金の配分の考え方

津波防災地域づくりに意欲のある市町村に対して、防災・安全交付金において、以下の事例に示すような津波防災地域づくりに活用可能な事業を重点的に配分

【平成31年度の重点配分対象例】

<海岸事業>

海岸堤防等の整備：南海トラフ地震、首都直下地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対して、背後地に重要交通網または人口が集中する地域において実施する海岸堤防等の地震・津波対策

<河川事業>

河川堤防等の整備：大規模地震により甚大な被害が発生することが想定される地域においてハード・ソフト対策を一体的に実施する河川堤防等の地震・津波対策

<市街地整備事業>

避難施設の整備：首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震に備えた津波からの避難のための施設（南海トラフ地震対策特別措置法による緊急事業計画や津波防災地域づくりに関する法律による推進計画等）に基づく避難施設及び避難経路の整備

事務局・・・水管理・国土保全局 海岸室

TEL : 03-5253-8471 FAX : 03-5253-1612

(個別施策の担当部局)

ハード対策

- ・ 海岸堤防等の整備・・・水管理・国土保全局 海岸室、港湾局 海岸・防災課
- ・ 河川堤防等の整備・・・水管理・国土保全局 治水課
- ・ 津波防波堤の整備・・・港湾局 海岸・防災課
- ・ 津波防護施設の整備・・・水管理・国土保全局 海岸室
- ・ 避難施設の整備・・・都市局 都市安全課、港湾局 海岸・防災課
- ・ 市街地の整備・集団移転・・・都市局 都市安全課

ソフト対策

- ・ 津波ハザードマップの作成・・・水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室
- ・ 津波浸水想定の設定・・・水管理・国土保全局 海岸室
- ・ 推進計画の作成・・・総合政策局 社会資本整備政策課
- ・ 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定
 - ・・・水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室
- ・ 津波救命艇の普及・・・海事局 船舶産業課
- ・ 船舶津波避難マニュアルの普及
 - ・・・海事局 安全政策課